

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国
との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	投資（第一章）	一
(1)	定義	一
(2)	内国民待遇	一
(3)	最恵国待遇	一
(4)	一般的待遇	一
(5)	裁判所の裁判を受ける権利	二
(6)	特定措置の履行要求の禁止	二
(7)	適合しない措置	二
(8)	透明性	二
(9)	公衆による意見提出の手續	二
(10)	腐敗行為の防止に関する措置	二
(11)	投資家の入国、滞在及び居住	三
(12)	収用及び補償	三
(13)	争乱からの保護	三
(14)	代位	三

(15)	資金の移転	三
(16)	一般的例外及び安全保障のための例外	三
(17)	一時的なセーフガード措置	四
(18)	信用秩序の維持のための措置	四
(19)	知的財産権	四
(20)	租税に係る課税措置	四
(21)	健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準	四
(22)	利益の否認	四
2	紛争解決(第二章)	五
(1)	両締約国間の紛争の解決	五
(2)	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	五
(3)	文書の送達	五
3	合同委員会(第三章)	五
4	最終規定(第四章)	五
(1)	見出し	五
(2)	改正	五
(3)	最終規定	六
5	附属書	六
(1)	日本国の表	六
(2)	アルメニア共和国の表	六
三	協定の実施のための国内措置	七

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十九年（二千十七年）六月に日本国とアルメニア共和国との間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、同年八月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成三十年（二千十八年）二月十四日にエレバンにおいて、我が方方アルメニア田口大使と先方ナルバンジャン外務大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の自由化、促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の投資及び経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十九箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 投資（第一章）

(1) 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」、「投資活動」、「領域」等について定義している（第一条）。

(2) 内国民待遇

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与えること等について規定している（第二条）。

(3) 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について規定している（第三条）。

(4) 一般的待遇

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇に関する最低基準を与える旨規定している（第四条）。

(5) 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の領域において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨規定している（第五条）。

(6) 特定措置の履行要求の禁止

いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等について規定している（第六条）。

(7) 適合しない措置

附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置については内国民待遇等の義務は適用されないが現状維持義務が課されること、附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については内国民待遇等の義務は適用されず、及び現状維持義務も課されないこと、一方の締約国が附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、そのような改正若しくは修正又は措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること等について規定している（第七条）。

(8) 透明性

各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について規定している（第八条）。

(9) 公衆による意見提出の手続

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等をする前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨規定している（第九条）。

(10) 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保する旨規定している（第十条）。

(11) 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う旨規定している（第十一条）。

(12) 収用及び補償

いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨規定している。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等について規定している。（第十二条）

(13) 争乱からの保護

一方の締約国は、武力紛争等により自国の領域にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること等について規定している（第十三条）。

(14) 代位

自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利及び請求権の代位等について規定している（第十四条）。

(15) 資金の移転

一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等について規定している（第十五条）。

(16) 一般的例外及び安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、締約国が、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、公の秩序の維持、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置等をとることを妨げるものと解してはならない旨規定している（第十六条）。

(17) 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合、資本の移動が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができ旨規定している（第十七条）。

(18) 信用秩序の維持のための措置

締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられない旨規定している（第十八条）。

(19) 知的財産権

両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与えること等について規定している。また、この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について規定している。（第十九条）

(20) 租税に係る課税措置

この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先する旨規定している。また、第二条（内国民待遇）等の規定は、租税に係る課税措置については適用しない旨規定している。（第二十条）

(21) 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

締約国は、健康、安全及び環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等について規定している（第二十一条）。

(22) 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものを第三国の投資家が所有し、又は支配して

おり、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等について規定している（第二十二条）。

2 紛争解決（第二章）

(1) 両締約国間の紛争の解決

この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託すること等について規定している（第二十三条）。

(2) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等について規定している（第二十四条）。

(3) 文書の送達

この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している（第二十五条）。

3 合同委員会（第三章）

両締約国は、この協定の目的を達成するため、いずれかの締約国の要請があつた場合には、合同委員会を設置する旨規定している（第二十六条）。

4 最終規定（第四章）

(1) 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨規定している（第二十七条）。

(2) 改正

- (3) この協定は、両締約国の合意により改正することができること等について規定している（第二十八条）。
- 最終規定

両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告する旨及びこの協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる旨規定している。また、この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する旨規定している。さらに、この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有すること等について規定している。（第二十九条）

5 附属書

第七条の規定に従い、第二条（内国民待遇）、第三条（最恵国待遇）又は第六条（特定措置の履行要求の禁止）の規定により課される義務に適合しない両締約国の措置について規定している（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ）。その概要は、次のとおりである。

(1) 日本国の表

農林水産業等、金融業、熱供給業、情報通信業、製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、警備業、運輸業及び上水道業の分野において、二十二の現行の措置に関する留保事項について規定している（附属書Ⅰ）。また、全ての分野において、四の将来の措置（公的企業等の持分等の移転又は処分に関する措置、電信サービス等の特定の活動に関する措置、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置及び補助金に関する措置）に関する留保事項について規定しているほか、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業、土地取引に関する事項、社会事業サービス等及び運輸業の分野において、八の将来の措置に関する留保事項について規定している（附属書Ⅱ）。

(2) アルメニア共和国の表

全ての分野において、三の現行の措置（補助金に関する措置、土地の所有権に関する措置及び地図の作成等に関する措置）に関する留保事項について規定しているほか、運輸及び保管設備、文化、余暇及びレクリエーション、専門的、科学的及び技術的活動、管理的及び補助的な活動、情報及び通信並びに金融業及び保険業の分野において、十一の現行の措置に関する留保事項について

て規定している（附属書Ⅰ）。また、運輸及び保管設備、郵便サービス、漁業、武器・火薬産業、社会事業サービス等、エネルギー産業並びに金融業及び保険業の分野において、七の将来の措置に関する留保事項について規定している（附属書Ⅱ）。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。